大気汚染防止法施行令・施行規則の改正に係る検討状況

1.届出に関する事項

検討の結果、下表によることにした。

			大防法		安衛法	
				現行	改正案	(石綿則)
石綿含	除去作業	耐火・	床面積 500 m かつ			(法 88 条)
有吹付		準耐火	吹付け面積 50 ㎡以上			
け材		建築物	上記以外	×		(法 88 条)
		耐火・準耐火建築物以外		×		(則 5 条)
	封じ込め	耐火・	床面積 500 ㎡かつ			×
	囲い込み	準耐火	吹付け面積 50 ㎡以上			
	作業	建築物	上記以外	×		×
		耐火・準	■耐火建築物以外	×		×
吹付け以外の石綿含有(保温材・耐火被覆材・断熱材)				×		(則 5 条)
除去作業						
その他の石綿含有成形板の除去作業				×	×	×

注)表中の建材は次のとおり

・ 石綿含有吹付け材:吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール(半湿式・湿式)・ 石綿含有ひる石吹付け材・石綿含有パーライト吹付け材

・ 石綿含有保温材:石綿保温材・石綿含有パーライト保温材・石綿含有ひる石保温材・

石綿含有けいそう土保温材・石綿含有けい酸カルシウム保温材・

石綿含有水練り保温材

・ 石綿耐火被覆材:石綿耐火被覆板・石綿含有けい酸カルシウム耐火被覆板(第二種)

その他吹付け以外の石綿含有耐火被覆材(ひる石プラスター等)

・ 石綿含有断熱材:屋根用折板裏断熱材・煙突用断熱材

<検討結果>

吹付け材の面積裾きりについて:

石綿側と整合させるために裾きりの廃止は妥当。これについてのみ届出増を検討。国 交省の建築着工統計により 500 ㎡未満の建築物の比率を算定して推計する。

耐火・準耐火以外の吹付け材はあまりない模様。

ただし、分析のためのサンプリングは、届出対象とはしない。

保温材・耐火被覆材・断熱材については:

石綿則との整合を図る意味から届出対象とすることに問題はない。ただし、石綿則では、作業届出(あらかじめ提出)であり、大気汚染防止法でも 14 日前までの届出を緩和することができないか。(法の仕組みから無理。)

保温材等の「非石綿部での切断工法」についても、石綿則同様届出対象として、作業 基準で緩和する。

小規模作業について:

届出対象からの除外、作業基準の緩和等については、更に検討が必要。

封じ込め、囲い込みについて:

これまでどおり、届出対象とする。石綿部分に触れない囲い込みも届出対象とし、作業基準で緩和する。

2.作業基準

別表第7

加权 第 7		
	現行	改正案の考え方
解体作業	次に掲げる事項を遵守して作業	・ 作業基準は左記の通り
	の対象となる建築物に使用され	· 「JISZ4812の
	ている特定建築材料を除去する	放射性エアロゾル用高
	か、又はこれと同等以上の効果を	性能フィルタ」を「H
	有する措置を講ずること。	EPAフィルタ」に変
	イ 特定建築材料の除去を行う	更
	場所(以下「作業場所」という。)	・ 同等以上の効果を有す
	を他の場所から隔離し、作業場	る措置及びその際の基
	の出入口に前室を設置するこ	準を明記(指針か?)
	と。	グローブバッグ方式
	ロ 作業場を負圧に保ち、作業場	非石綿部切断方式
	の排気を日本工業規格248	煙突切断方式
	12に規定する放射性エアロ	屋根用折板断熱材除
	ゾル用高性能フィルタを付け	去方式
	た集じん・排気装置を使用する	
	こと。	
	ハ 除去する特定建築材料を薬	
	液等により湿潤化すること。	
	ニ 特定建築材料の除去後、作業	
	場の隔離を解くに当たっては、	
	特定建築材料を除去した部分	
	に特定建築材料の飛散を抑制	
	するための薬液等を散布する	
	とともに作業場内の特定粉じ	
	んを処理すること。	

解体作業のうち、人が 作業の対象となる建築物に散水 ・同左 立ち入ることが危険な するか、又はこれと同等以上の効 状態の建築物を解体す 果を有する措置を講ずること。 る作業その他の建築物 の解体に当たりあらか じめ特定建築材料を除 去することが著しく困 難な作業 改修作業 次に掲げる事項を遵守して作業 ・ 左記に以下を追加 の対象となる建築物の部分に使し ハ 特定建築材料の囲い込 用されている特定建築材料を除 みとは、他の材料で囲い、 去し、囲い込み若しくは封じ込め 特定粉じんを発散させな るか、又はこれらと同等以上の効 いように密封することを 果を有する措置を講ずること。 いい、囲い込みに当たっ イ 特定建築材料を除去するに ては、一の項下欄イ、口、 当たっては一の項下欄イから 二に掲げる事項を遵守す ニまでに掲げる事項を遵守す ること。 ること。 ニ 特定建築材料の封じ込 ロ 特定建築材料を囲い込み、又 めとは、薬液を含浸るか、 は封じ込めるに当たっては、当 又は表面に塗膜を形成さ 該特定建築材料の劣化状態及 せることにより、特定粉 び下地との接着状態を確認し、 じんを飛散させないよう 劣化が著しい場合、又は下地と にすることをいい、封じ 込めに当たっては、一の の接着が不良な場合は、当該特 定建築材料を除去すること。 項下欄イ、ロ、二に掲げ る事項を遵守すること。 ホ その他、大気汚染上支 障のないものはこの限り ではない。(小規模改修作 業等の緩和)

同等以上の効果を有する措置:全て届出対象、指針で示す

グローブバッグを用いての除去(配管保温材、吹付けの小規模除去)

- ・作業員は隔離の外側からの作業 作業員の出入なし、前室不要
- 非石綿部の切断工法(配管保温材等)
 - ・切断行為は石綿取扱い作業ではない

独立煙突の切断工法

- ・切断時は、内部負圧
- ・切断後は、両端シート等で密封
- ・吊りおろし後、隔離用場内で内部断熱材の除去

屋根用折板を断熱材を付けたまま解体する方法

その他

小規模改修作業等の緩和:届出は必要?作業基準のみ緩和?指針で示せるか? 改修時の1㎡未満の吹付け、保温材等の除去

- ・天井つりボルト用アンカー設置
- ・耐震改修のためのブレース材の溶接部の除去
- ・その他

その他

以上